



## 岡山市広報連絡資料



令和7年12月8日

### 包括外部監査の結果に基づく措置状況及び 令和7年9・10月に実施した定期監査等の結果を公表しました

以下の通り、包括外部監査の結果に基づく措置状況及び令和7年9・10月に実施した定期監査等の結果を公表しました。

#### 1 内 容

##### (1) 包括外部監査の結果に基づく措置状況について

###### ① 措置対象の監査

令和3, 4, 6年度包括外部監査

###### ② 措置内容等

市長、教育委員会からの通知に記載のとおり

##### (2) 定期監査及び行政監査の結果について

###### ① 監査の対象

政策局政策部デジタル推進課ほか14部署

###### ② 監査の範囲

###### ア 定期監査

令和7年4月1日から令和7年7月31日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

###### イ 行政監査

令和7年度における公印の管理

###### ③ 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

###### ④ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

##### (3) 公の施設の指定管理者監査の結果について

###### ① 監査の対象及び範囲

岡山市立彦崎老人憩の家における令和6年度の公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

###### ② 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで



### ③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

### (4)財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の隨時監査の結果について

#### ① 監査の対象及び範囲

保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課の令和6年度における所管課業務

#### ② 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

#### ③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### 【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第23号

包括外部監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり通知があつたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表する。

令和7年12月5日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司



岡 総 第 30122 号  
令和 7 年 11 月 20 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- |                |      |
|----------------|------|
| ・令和 3 年度包括外部監査 | 9 項目 |
| ・令和 4 年度包括外部監査 | 1 項目 |
| ・令和 6 年度包括外部監査 | 2 項目 |

以上

# 令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

## 【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	契約課	【終論】 契約方式及び契約相手方の選定	物品	入札参加資格の設定方法等	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第5条の2について競争性がない場合又は競争参加十分に確保できない場合における場合に入札参加資格を認めるよう改正されたい。	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第5条の2第4項について、入札参加十分に確保できない場合においては競争参加十分に確保できると認めめたときに改め、令和7年度から適用した。
2	契約課	【終論】 契約方式及び契約相手方の選定	物品	入札参加資格の設定方法等	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第6条ー[1]を削除するか、契約の履行権保有支障が無いかと認められる場合には適用除外とされたい。	岡山市物品等契約事務処理の運用基準第6条ー[1]について、大量の物品輸入や特殊な物品輸入などにおいては、同種の輸入実績を有する者であること。」と改め、令和7年度から適用した。
3	契約課	【終論】 履行確認・監督・検査・評価	全般	契約保証金・契約保証人	契約保証については、金銭保証の原則及び例外的に契約保証人を容認する場合に関する要件を市場原則にも明記されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に契約保証金を行つては、契約保証金を付すことにより更更した。
4	契約課	【終論】 履行確認・監督・検査・評価	全般	契約保証金・契約保証人	例外的に契約保証人を立てることを許容する場合であっても、契約保証人の要件を満たすか否かは厳格に判断し、その判断過程については記録化されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に契約保証金を行つては、契約保証人の運用を停止し、契約保証金を付すことにより更更した。
5	契約課	【終論】 履行確認・監督・検査・評価	全般	契約保証金・契約保証人	契約保証人を立てた場合において契約保証金を免除できることを規定する市規則第32条第4号に削除するなどを検討されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に契約保証金を行つては、契約保証人の運用を停止し、契約保証金を付すことにより更更した。
6	契約課	【終論】 履行確認・監督・検査・評価	建設コンサルタント	契約保証	契約保証人の適格性については、具体的基準を定めた上で該格に判断すべきであり、その審査記録を残す体制を整備されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に契約保証金を行つては、契約保証人の運用を停止し、契約保証金を付すことにより更更した。
7	契約課	【終論】 履行確認・監督・検査・評価	建設コンサルタント	契約保証	契約保証人に履行請求する場合の手続や、契約保証人の履行拒否に対する連絡金の請求手続、契約保証人の保証契約の解除などの規定・マニュアル等を整備されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に契約保証金を行つては、契約保証人の運用を停止し、契約保証金を付すことにより更更した。
8	契約課	【終論】 建設コンサルタント契約	旧市民病院別館受変電設備改修他の 設備設計業務委託契約	契約相手方の選定	契約保証人を付する必要性が特に高い場合、契約保証人の適格性は厳格に審査されたい。	岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以降に契約保証金を行つては、契約保証人の運用を停止し、契約保証金を付すことにより更更した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
9	契約課	【各論】建設コンサルタント契約 汚水管理設基本設計等業務委託(契約 額)	契約相手方の選定	契約保証人との保証契約についても解除・契約等の 処理をすべきであり、併せて保証債務の履行不能に 基づく損害賠償請求についても検討されたい。	岡山市最終規則を改正し、令和2年4月1日以降に 公告等を行う契約については、契約保証人の運用を 廃止し、契約保証金を付すことに対応した。	

# 令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

## 【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	下水道経営企画課 出資金に関する個別検討	担当課毎の統制検討 下水道経営企画課（地方公営企業）	他会計補助金の取扱い方法を検討し、決算書上に実際の損益が確認できるようになることが望ましい。	他会計補助金を除く損益やその増減については、事業報告書(3)(2)事業収入に関する事項に前年度比較の記載等をすることで確認できるようになります。 一方で、令和7年1月に埼玉県・ハercul市で発生した道路陥没等により、下水道をとりまく環境は変化しておりますが、他会計補助金の清算方法を一律に定め、毎期その方法で補助金を決定することには困難です。		

# 令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

## 【指摘】

No.	担当課	事業名等	指摘の要旨	措置内容
1	契約課 契約保証人について		<p>契約事務において、契約保証人があるとして契約保証金を免除しているものが見受けられた。しかし、岡山市契約規則第35条では契約保証人は契約の相手方と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならないと定められているものの、その資格を有する者であるかどうかについての確認結果が明確ではないかった。</p> <p>契約保証人は、契約者が契約不履行となつた場合に生ずる連延損害金、違約金その他の損害金を支払うこと及び契約人に代わって本業務を履行することを保証するための制度であるにとから、その資格については慎重に確認し、その確認結果について適切に証跡を残しておく必要がある。</p> <p>なお、岡山市では、下記のとおり令和7年度からの契約については契約保証金を付すこととされている。</p> <p>“令和3年度包括外部監査において、契約保証人は談合を助長する恐れ等の問題があることなどから、契約保証金の原則化などの指摘がなされました。 この指摘等を踏まえ、令和7年4月1日以後に公告等を行う契約については、原則として契約保証金を付すこととします。”</p> <p>(出典：岡山市ホームページ)</p>	<p>岡山市契約規則を改正し、令和7年4月1日以後に公告等を行う契約については、契約保証金を付すこととすることに変更した。</p>

# 令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

## 【意見】

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
1	契約課	入れ保証金について	契約事務において、入れ保証金が免除されているものがあった。 一般競争入札における入れ保証金については、岡山市契約規則第6条に定めがあるが、岡山市契約規則第9条において入れ保証金を減免できる場合が限定期奉されることは、入れ保証金を免除する場合には岡山市契約規則第9条に該当するか否か確認する必要があるが、その過程や結果が明確ではなかった。 一般競争入札後に一般競争入札参加資格審査が実施されていることであるが、入れ保証金を免除又は減額する場合には、岡山市契約規則第9条に該当しているか否かを適切に確かめることが望ましい。	令和7年6月26日、一般競争入札参加資格審査時に使用する権利には岡山市契約規則第9条に該当しているか否かを確認し、またその結果の記録を残す仕組みを整備した。

岡教企第30084号  
令和7年1月20日

岡山市監査委員様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和6年度包括外部監査 40項目

以上

# 令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

## 【指摘】

No.	担当課	事業名等	指摘の要旨	措置内容
1	教育研究研修センター	教育課題別研究事業 (仮称)、整備事業	令和5年度の謝金支払実績を確認したところ、下記事項が発見された。 「岡山市指導主事研修業務における講師の依頼について」という名目により、オンデマンドコンテンツの作成及び監修作業の依頼を行い、当該業務に係る報酬を「謝金」として処理していた。 しかし、当該業務に係る契約が対象とするのは、オンデマンドコンテンツという成果物の作成であり、成果物の権利も岡山市に帰属するものとされており、業務委託契約によることがより適切であると考えられる。 なお、上記指摘箇所などは、その際に「謝金」としての支払が行われている。そのため、今回のオンデマンドコンテンツの作成に関する実績があり、その際に「謝金」としての支払が行われている。そのため、今回のオンデマンドコンテンツの作成に関する過去と同様の処理が行われるものと思われる。 岡山市では外部の専門家・有識者等に業務を依頼する場合において、「謝金」として処理を行っている事例が前回さるものの、「謝金」は契約の法的性質を表すものではないことから、対象となる契約の法的性質について事前に検討を行う必要がある。	今後、オンラインマッチ研修等で講師に依頼する際は、面研修と同様に、講話部分のみの提供を依頼するとして、その報酬として謝金を支払うこととする。なお、オンライン作成や監修作業が必要な場合は、センターで実施する。
2	教育研究研修センター		設計委託についての支出負担行為決議書を開覧した結果、必要な決裁がなされないままになってしまったが発見された。 内容は、令和6年度支出負担行為番号11864 支出負担行為額32,312,408円の支出負担行為決議書について、決裁C(理事局長(代決者として副局長、部長))となっているにもかかわらず、課長による決裁で留まっているものである。 令和6年度支出負担行為額に基づき、支払業務等は行われていないが、岡山市事務決済規程の金額要件により局長決裁が必要であるため速やかに決裁を得るべきである。	速やかに決裁を得るとともに、再発防止に向けた協議を関係課と実施した。
3	市立学校	勤怠管理に関する事項	スクールカウンセラーの出勤簿と岡山市教育委員会への当該スクールカウンセラーの勤務実績報告との整合性を確認したところ、出勤簿と勤務実績報告で日付の不一致が発見された。	出勤簿に基づき、勤務状況を入力したデータを教育委員会に送付しているが、日付の誤記間違いがあつた。 今後は出勤簿を精査し、正確な勤務実績を入力・報告するよう注意を払っていく。
4	市立学校	勤怠管理に関する事項	スクールカウンセラーの面談スケジュールと出勤簿との整合性を確認したところ、13時半から面談が行われているにもかかわらず、出勤簿では9時半から13時までの出勤となつているのがあつた。 スクールカウンセラーの勤務については、1日当たり3.5時間が上限と定められているため、勤務実績は当該上限内としていることであるが、実態としては上限時間を超過して勤務している。状況によっては上限時間を超えて面談をする必要がある状況は理解できるが、超過時間は適切に勤務実績として記録・管理することが必要である。	勤務時間外の相談予約を受けけることがないよう勤務時間と合わせて勤務時間上限を超えて面合は、適切にそれを記録・管理するよう改善する。
5	市立学校	勤怠管理に関する事項	部活動指導員の出勤簿をサンブルで閲覧したところ、令和5年4月から令和6年2月までの出勤簿について、所属長確認印が空欄となっているものが見受けられた。 所属長による確認・承認の証跡は適切に保管しておく必要がある。	令和6年度より、部活動指導員によって自己申告された勤務データが保健体育課から学校に送付されるよう変更されている。その後、教頭が確認し、報告と実態に齟齬がないよう、顧問教員によく確認し、校長にも適宜報告するよう努める。

No.	担当課	事業名等	指摘の要旨	措置内容
6	市立学校	勤怠管理に関する事項	不登校児童生徒指導員の出勤簿をサンプルで閲覧したところ、当該職員の押印欄と、所属長（校長）の押印欄があり、当該職員の出勤日について当該職員及び所属長が押印すべきところ、当該職員の押印及び所属長の確認印がなされていないものが見受けられた。 出勤簿について、適切に把握・管理する必要がある。	R7.5 出勤簿を確認し、押印済み。把握・管理の徹底を行つ。
7	市立学校	勤怠管理に関する事項	教職員の勤務時間記録表をサンプルで閲覧していたところ、教員1名の令和6年3月のうち2日間について出勤時刻と退勤時刻に基づく在校時間が正しく計算されておらず、月間在校時間が48時間、月間時間外在校等時間が18.7時間と過少となっていた。 勤怠管理システムでは、0時を過ぎた退勤時刻を入力した場合、在校時間が正しく算定されないため補正が必要との結果として実際には当該月の時間外在校等時間は14.5時間となり、いわゆる過労死ラインといわれる80時間を超える80時間と大幅に超過していた。 岡山市教育委員会では、令和5年3月に策定した「岡山市立学校園における働き方改革推進方針」において、当面の目標を令和5年度に時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。」としているが、これは各教職員の勤怠管理システムへの入力が正しく行われるよう周知徹底することが大前提である。	勤務時間の管理の重要性を改めて周知することと、勤務時間の管理システムへの打刻を正確に行うことと年度初めに職員に周知した。また、月ごとの勤務状況を勤務記録簿に打ち出し、本人が確認後、提出された記録簿を校長と教頭のダブルチェックで記入漏れがないかを確認するように改めた。
8	市立学校	私会計に関する事項 未納者数について	学校給食費未納実態調査報告書をサンプルで閲覧したところ、令和元年度以前からの過年度未納額が415,065円と記載されているが、未納者数は10人と記載されていた。 未納者数については適切に把握・管理する必要がある。	R7.6 未納者数について確認を行つた。今後も適切に把握・管理する。
9	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	USBメモリーが使用されているが、管理簿上は保管庫にあるとされているにもかかわらず、実際には使用している教員の手元にあるという事態が発見された。 監査中に貸出手の教員から返却を受け、管理簿に記載されているUSBメモリーの個数及び管理ナンバーと現物との一致を確認したが、管理簿の運用において貸出手であるにもかかわらず、管理簿への記載がないままになっていることは管理が十分であるとはいえない。 また、貸出期間についても1週間をめどとするところ長期間にわたって貸出しがされたままになっているもののが見受けられたため再度ルールの確認を行うことが必要である。	監査後、貸出しルールの周知を徹底し、定期的に貸出手の確認を行つた。新年度4月に貸出ルールについて再周知。5月に一齊点検を実施し、貸出ルールを見直しを行い周知済。
10	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項 個人情報の持ち出しについて	個人情報持出記録簿を開覧した際に、返却予定期日を経過しているにもかかわらず、返却日欄に日付の記載がない記録簿があった。 個人情報の持ち出しについて、適切に把握・管理する必要がある。	R7.5 確認済み。把握・管理の徹底を行う。

# 令和6年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和7年8月31日現在で改善措置を講じた事項

## 【意見】

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
1	学校指導課 学びづくり推進プロジェクト	岡山チアセス業務委託についての企画競争実施における各審査員の評点シートが、全審査員とも鉛筆書きであった。当該審査員以外の者による改ざん等を防止する観点から、最終的な評点シートへの記入についてはボールペン等の使用が望ましい。	審査の過程で作成した鉛筆書きの評価シートが残っていましたが、審査員の評価表はデータ入力か、PDF化することでの改ざんの発生がないようにしてあります。また、令和7年度からはボールペンでの記入を徹底しております。	
2	教育研究研修センター 教育課題別研究事業	研究結果については教育研究研修センターホームページ「ほっと」から、授業に役立てる目的とする教職員のみならず、岡山市の教育についてももらうために教職員を目指す学生などにも閲覧ができるような仕組みなどをついています。事業の効果測定として閲覧者数を測定することとしていることが、その周知はされておらず、現状では教育研究研修センターのホームページからアクセスする方法しかない。様々な人のへの周知を行い、岡山市の教育について知つてもらうためには、例えば、教員募集パンフレット「Teacher」に掲載するなどより周知の方法について検討を行うことが望ましい。	研究成果の周知方法については、各種研修講座においては、センターの広報誌において、その内容や掲載ホームページページのアドレスを知らせるなど、改善を行った。	
3	教職員課 習熟度別サポート事業	「令和5年度習熟度別サポート事業実施要項」において習熟度別センターの配置基準が次のように定められている。 ・小学校(1学級)特別支援学級を除く当たりの平均児童数10人未満の学校を除くに一人ずつ しかし、令和5年度の習熟度別サポートの配置実績を確認したところ、配置基準を満たす学校のうち5校については時間を通して配置実績がなかった。	候補者確保のために、登録相談会を休日や盆、正月期間など参加しやすい日に設定し、複数回実施する。また、退職した経験者にも広く声をかけ確保に努めます。	
4	教育研究研修センター ICTを基礎とした情報活用能力向上事業	事業目標に「(2)事業目標指標の達成」とおり設定されているにもかかわらず、実績値が明らかに低い。令和5年度目標達成率は明らかに低く、令和5年度実績値は明確で望ましいものではない。目標の設定の見直し又は授業でのICTの利用が不十分であるのかを再度検討する必要がある。当該事業に対し、教育研究研修センターとしてもICTの利用をテーマに盛り込むことで、目標達成率を目指したいとの評価であり、今後の支援体制の充実を検討しているところである。また、「教育課題別研究事業」では令和4年度とICTを活用した授業について研究を行っていることからこの研究成果を十分に利用できるよう仕組みづくりや周知を行うことが望ましい。	令和7年度目標値を、岡山市の現状に合った35%に再設定とともに、令和6年度以降の「教育課題別研究事業」についても引き続きICT活用をテーマに盛り込むことで、ICTのより効果的な活用について、授業公開やホームページへの紹介などにより、さらなる周知を行っている。	
5	保健体育課 学校保健事業	各学校の児童生徒の実態から、それぞれが抱える健康課題が異なることや、新型コロナウイルス感染症の影響で一部講師を活用した集団での指導が困難だった経緯から、現状でも事業目標指標達成状況は7割程度に留まっている。第六次薬物乱用防止五年戦略において、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、中学校及び高等学校において年1回は開催することなどなっているため、いつまでにどなつするかの具体的な計画を立てることが望ましい。	中学校及び高等学校の実施率100%達成	

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
6	教育支援課	問題行動等対策事業 <総合支援>	事業目標指標について定例会は定期に開催される会合であるためその開催回数を目標値とすることが事業の効果を測定することと直接的な関係性があるとは考えられない。別の視点での目標指標を設定するなどの検討を行うことが委員に対して、当委員会の設置目的に資する活動がなさざりにかどかをアンケート調査し、肯定的な回答率100%を目指すとする。	
7	教職員課	魅力ある教員の確保事業	教職員募集パンフレット・ポスター制作の委託契約において、契約保証金が免除となっていた。 契約額が1,100,000円であり、岡山市契約規則第33条第10号に該当するためとのことであるが、当該条項はあくまで例外規定であるため、同書等において、当該条項に該当するため契約保証金を免除する旨を明記しておくことが望ましい。	以後、免除する旨を明記する。
8	教職員課	魅力ある教員の確保事業	教員採用試験問題作成業務委託契約において、受託業者が指定業者ではないことから決算書を微修正している。令和5年2月末の決算書によれば、委託先是総資産353,018,775円に対し694,694,116円の債務超過となっていました。 岡山市契約規則第27条第2項によれば、「市長は、前項の通知を受けた者が、契約を締結するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するとき、契約を解除しない。ただし、契約の性質又は目的により、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」として「手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態等が悪化する」と記載している。したがって「手形の不渡り、同項第1号における手形の不渡り、債権譲渡等による評価・判断の証跡が残されていない」と記載する。また、「手形の不渡り、同項第2号における手形の不渡り、債権譲渡等による評価・判断の証跡が残されていない」と記載する。 岡山市契約規則に則り、「手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。」に該当するか否かを判断した過程について、書面にて残すことが望ましい。	以後、書面に残すよう運用する。
9	教職員課	魅力ある教員の確保事業	令和5年度より一般教養試験と教科等専門試験を統合したが、複数分野の試験問題作成について対応可能な業者を限られた時間の中で社内見つけられなかつたためとの理由をもつて、随意契約にて契約していく。 「岡山市契約規則」では、既定的な金額や理由等において随意契約によることができるとされているが、本件の試験問題作成については、対応可能な業者が本当に1社だけなのかどうかの確認・食言が必ずしも十分ではなかったと思われる。	以後、選定理由を慎重に検討し、適宜経緯を記録する。
10	教育研究研修センター	ICT活用指導力向上事業	事業目標指標について、令和5年度目標値にして実績値は7割程度であり令和4年度実績値からは微増である。 目標値の設定の見直し又は事業として実施しているICT支援員の活用方法を検討することが望ましい。	ICT活用率と質の向上のために、新たな学習ツールを導入した。学校のニーズに沿って支援ができるよう、オンライン中心のサポート体制に変更することで、ICT活用率が改善している。 (子どもへのICT活用指導ができる教員の割合) R4 72.0%→R5 76.5% (授業にてICTを活用して指導できる教員の割合) R4 69.0%→R5 73.1% 目標値については文部科学省のKPIで100%が定められており、市としてもこの数値を目標値に設定している。

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
11 教育研究研修センター	ICT活用指導力向上事業 (部活動地域移行モデル事業を含む)	企画競争において定められているICT支援員の各校への訪問回数は下表のとおりである。【意見20】に記載した事業目標指標の未達成の要因について分析し、ICT支援員の配置に係る委託内容についても見直しを行ったが望ましい。	ICT支援業務の委託内容を見直し、オンラインを中心のサポート体制に変更することでの相談内容や相談内容などに沿った支援ができるようになり、ICT活用率が向上している。 (子どもへのICT活用指導ができる教員の割合) R4 72.9%→R5 76.5% (授業にてICTを活用して指導できる教員の割合) R4 69.0%→R5 73.1%	
12 保健体育課	部活動指導員配置事業 (部活動地域移行モデル事業を含む)	事業目標として顧問負担率100%を挙げているが、顧問教諭に対するアンケートによると令和5年度の達成率は79%であった。また、部活動指導員の確保が課題で、執行額が予算額に届いておらず、各学校のニーズに合った配位置を十分に行えない。 部活動指導員の活用方法を精査し、人員確保を含め、事業目標の達成に向けさらなる取組を実施することが望ましい。	事業目標の顧問負担率100%をR6年度達成した。	
13 教育研究研修センター	ICT環境整備事業 (保護者連絡ツールの新規導入を含む)	学校でのICT関連ツールに関するルールを監査した結果、教育情報セキュリティチェックリストが作成されているが、平成31年3月に作成されてから更新されていないことが発見された。 平成31年以降、クラウドサービスの利用など状況の変化があったことなどから随時その見直しと職員への通知を行なうことが望ましい。	令和7年2月に改訂を行い、各学校へ通知し、周知を図った。	
14 保健体育課	学校給食施設整備事業	新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業に係る設計管理等業務委託における企画競争実施の資料として保管されている各審査員の評点シートが、全審査員とも鉛筆書きであった。PTA等における人権教育研修の現状を踏まえ、今後はボールペン書きに修正のうえ、今後はボールペン記入を徹底するようにいた。		
15 学校指導課	PTAにおける人権教育の充実	予算の執行状況を確認すると、令和3年度から50%を下回っている状況である。 PTA等に対する研修会講師の報償費のみであることから、より周知を図り積極的な活用ができるような仕組みを構築する必要がある。 しかしながら近年、PTA活動は衰退化していることなどを踏まえると、研修会の開催を積極的に行なうことが困難であることも考えられ、予算検討においても事業の見直しを行うなどの必要性を検討することが望ましい。	PTA等における人権教育研修の効果的な周知や活用は検討していくますが、PTA活動の現状を踏まえ、予算の見直しを行いました。	
16 教育企画総務課	広報広聴活動の充実	教育広報誌「こらぼ」については、読者から意見・感想を募っており、応募者の中から抽選で図書カード5,000円分を5名にプレゼントしている。 しかしながら、閲覧した「こらぼ」第18号の応募者数は7件と極めて少ない状況にあった。 読者から多くの意見・感想を募集することを目的とするのであれば、応募者数が少ない原因の分析・対策を行なうことが必要である。 なお、応募者数が少ない状況が継続する場合には、図書カードのプレゼントの効果を再検討し、必要に応じて見直しを行うことが望ましい。	・令和7年度は、図書カードのプレゼントを廃止 ・より多くの読者から感想・意見が寄せられるよう、記事の構成や内容について検討する。	

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
17	市立学校 勤怠管理に関する事項	岡山市においては、教員の働き方改革が進められており、往査した学校においても月1回の定時退校日を設定するなど様々な取組が行われているところである。しかし、学校責任者へのビアリングを行つたところ、一部の業務について教員が自宅へ持ち帰りで業務を行なうケースが残っており、当該業務に要した時間については勤務時間の集計に含まれていないとのことであった。	岡山市においては、「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」が令和2年3月17日に策定されており、「4 在校等時間の把握」において「本方針の実施に当たって、校長は、教育職員の在校等時間を把握し、校外での職務や土日、祝日などの校務に従事した時間についても、本人の報告等を踏まえて把握すること」と定められているところである。	岡山市においては、業務記録確認時に「持ち帰りの業務までできぬいため、月末を追加入力をお願いし、時間外業務時間の把握に努めている。
18	市立学校 私会計に関する事項	学校が管理する私会計の通帳を閲覧したところ、令和4年度以降未使用の通帳が発見された。 今後の使用的予定もないことであるため、口座解約など不要なものは持たないようにすることが望ましい。	学校敷地内北側に開けられたプレハブ倉庫があつた。現在は倉庫として利用中のことだが、生徒等への安全面から早期に取り崩す又は建て直すことが望ましい。	今回指摘を受けた通帳は、監査を受けた時点では使用する可能性がゼロではなくかったため、令和4年度以降未使用であり、使用が解約手続きをとどいていたなかが確定したため、令和7年5月27日に口座解約を行つた。
19	市立学校 資産管理に関する事項	令和5年度備品整理簿を閲覧したところ、整理簿にあるが現物がない備品や整理簿にあるが現物がない備品が発見された。 整理簿にないが現物がある備品は、学校や教育委員会で購入した物品ではない可能性が高いため、別管理するか廃棄することが望ましい。 また、整理簿にあるが現物がない備品は、過去の棚卸結果や購入金額等を勘案し、過去から現物がなく金額である場合は、整理簿から削除することが望ましい。	学校敷地内に開けられたプレハブ倉庫があつた。現在は倉庫として利用中のことだが、生徒等への安全面から早期に取り崩す又は建て直すことなどが望ましい。	令和6年12月に解体・撤去済みである。
20	市立学校 資産管理に関する事項	USBメモリーが使用されているが、明らかに不必要な本数を管理している学校があり、学校によって必要な本数が異なっていると考被られた。 往査した学校の中には6本に絞るなどの工夫が受けられた。	USBメモリーが頻繁に利用する必要がある等の理由によるものとのことであるが、情報セキュリティ管理を目的としたUSBメモリーの利用方法として適切かを検討することが望ましい。	前年度から引き続き所在不明の備品については金額も少額だったため廃棄申請を行つた。整理簿にないが現物がある備品についても廃棄処理を進めていくことで、不明物品がないよう備品管理を進めていく。
21	市立学校 情報管理及びセキュリティに関する事項	USBメモリーを校外へ持ち出す際は、持出簿へ記載するよう周知している。貸出期間については、翌日までの利用についは、貸出記録簿に記載の上、当日中の返却をするよう新たに利用規約を定めることとした。	6本に統一し、その都度管理簿に記入・確認を教頭が行なうことで統一している。	USBメモリーを校外へ持ち出す際は、持出簿へ記載するよう周知している。貸出期間については、翌日までの利用についは、貸出記録簿に記載の上、当日中の返却をするよう新たに利用規約を定めることとした。
22	市立学校 情報管理及びセキュリティに関する事項	USBメモリーを管理簿を閲覧したところ、長期間の貸出事例があつた。	USBメモリーをデータ連携のために「USBメモリーを頻繁に利用する必要がある等の理由によるものとのことであるが、情報セキュリティ管理を目的としたUSBメモリーの利用方法として適切かを検討することが望ましい。	持出記録簿の重要性を周知し、持出場所についての申告・記録についても確実に行なう徹底する。
23	市立学校 情報管理及びセキュリティに関する事項	令和5年度の個人情報に係る資料等の持出管理簿を閲覧したところ、持ち出し場所について記載がない記録が20件程度あつた。	校内使用か自宅への持ち出しかではリスク程度が異なるため、当該記録については正確に実施することが望ましい。	持出記録簿の重要性を周知し、持出場所についての申告・記録についても確実に行なう徹底する。
24	市立学校 情報管理及びセキュリティに関する事項	機密情報の取扱いについて、個人情報持出記録簿で管理しているが、個人情報が記録簿にないものが見受けられた。 USBメモリーを紛失した際、どのような情報が入っていたかを特定できないため、個人情報持出記録簿の改訂を検討することが望ましい。	R7.4 個人情報持出記録簿の改訂を行つた。	機密情報の取扱いについて、個人情報持出記録簿で管理しているが、個人情報が記録簿にないものが見受けられた。 USBメモリーを紛失した際、どのような情報が入っていたかを特定できないため、個人情報持出記録簿の改訂を検討することが望ましい。

No.	担当課	事業名等	意見の要旨	措置内容
25	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	第1理科準備室と第2理科準備室にある危険物庫の鍵は職員室の鍵ボックス内にあるが、当該ボックスの鍵がないため、誰で保管するよう改善した。	令和6年9月には、指摘のあった危険物庫の鍵を、理職のみが解錠できるキー ボックスに保管するよう改善した。
26	市立学校	情報管理及びセキュリティに関する事項	金庫は全部で4個（鍵付きキャビネット3個、耐火金庫1個）あることであったが、鍵は一つのキーホルダーでまとめられていた。また、金庫の鍵の使用簿はあるが、どの金庫の何を使用したまでは管理していないことであった。 少なくとも鍵を金庫ごとに分けて管理することが望ましい。	鍵は用途毎の2組（2本ずつ）に分けて管理することとした。また、鍵付きキャビネットについても使用簿を用意し、記入することとした。
27	市立学校	危険物管理に関する事項	薬品台帳は使用的都度及び各学期末に残量を記載する運用となっているが、各学期末ではなく年に一度の棚卸実施となっていたものが見受けられた。また、残量が増えている薬品があるが、増加した理由を記載する欄がなかった。加えて、使用内容を記載する欄がないため、どの授業で又はどのような目的で使用されたか分からず状況であった。 残量管理自体はできているが、取得事由や使用状況も把握できる運用が望ましい。	薬品台帳は使用的都度及び各学期末に残量を記載するよう職員に周知した。また、使用内容等についても記載することを確認した。
28	市立学校	危険物管理に関する事項	理科準備室にある薬品保管庫について、現物と管理簿の確認を実施したところ、現在の授業では使用しない薬品が保管されていることが見受けられた。 メタノールや水酸化ナトリウムはこれから授業でも使うことは想定されていないことである。必要なものを管理し続けることは、紛失・事故のリスクがあることから残薬の手続きを行うことが望ましい。	メタノールについては、令和10年度に予定されている岡山市の回収薬品調査で上げ、回収してもらう。それまでは厳重に学校で管理をする。水酸化ナトリウムについては岡峰中学校に譲り受けてもらった。
29	市立学校	危険物管理に関する事項	薬品台帳を開闢したところ、令和3年度及び令和4年度について、在庫量の継続的記録がなされていないものが数件認められた。 差額は少額であるが、使用年の記録がなく在庫量が減少している場合は、根拠が不明な減少となっていましたため、正確な継続的記録を行なうことが望ましい。	薬品台帳については、使用した際に在庫記録を行い、長期休業中に台帳を点検している。今後は、すべての薬品について正確な記録を継続的に残すよう指導した。
30	市立学校	危険物管理に関する事項	薬品等の危険物について、薬品管理簿で管理しているが、年に一度の棚卸の際に、使用実績がある危険物については残量未使用分についても残量確認を行い、薬品管理簿に明記することが望ましい。	R7.4 未使用分についても残量確認を行い、薬品管理簿に明記する。

岡山市監査委員公表第24号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく令和7年9、10月実施定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和7年12月5日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司



岡山市監査委員報告第25号  
令和7年1月5日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕  
同 岡部宗茂  
同 成本俊一  
同 太田栄司

定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、令和7年9、10月実施定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

政策局	政策部	デジタル推進課
市民協働局	市民協働部	国際課
	市民生活部	生活安全課
スポーツ文化局	スポーツ文化部	文化振興課
		岡山シティミュージアム
保健福祉局	保健福祉部	福祉援護課
		医療助成課
	保健所	感染症対策課
		健康づくり課
岡山っ子育成局	子育て支援部	こども福祉課
	保育・幼児教育部	こども園推進課
下水道河川局	下水道経営部	下水道河川計画課
	下水道施設部	下水道施設管理課
農業委員会		第一農業委員会事務局
		第二農業委員会事務局

(1) 定期監査

令和7年4月1日から令和7年7月31日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

## (2) 行政監査

令和7年度における公印の管理

### 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

### 3 監査の着眼点及び実施内容

監査は、岡山市監査基準に準拠して実施した。実施に当たっては、監査対象事務が法令等に適合し、正確に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について証憑突合、質問等の手法により行った。

### 4 監査の結果

#### (1) 定期監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、改善を要する事項が次のとおり認められたので、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

また、次のとおり意見を付すこととしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

#### ア 収入事務について

(ア) 令和7年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、墓地管理手数料において235万円余（収納率1.2%）認められた。今後とも、この解消に格段の努力をされたい。なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望する。

(生活安全課)

(イ) 令和6年度に現年度分として調定した墓地管理手数料のうち、滞納繰越となったものについて、納入通知書を送付していない事例が認められた。

前回定期監査における指摘事項（債権管理の不備）に対する改善措置が徹底されず、債権回収に遅延が生じているため、本件納入通知書を早急に送付するとともに、適正な債権管理に努められたい。

(生活安全課)

(ウ) 令和7年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、災害援護資金貸付金元利収入において395万円余（収納率12.1%）認められた。今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望する。

(福祉援護課)

(エ) 災害援護資金貸付金元利収入において、現年度分については、調定が行われておらず、納入通知書が送付されていなかった。また、滞納繰越分については、催告が行われていないなど債権管理の不備が認められた。今後は債権管理を徹底されたい。

(福祉援護課)

(才) 令和7年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、助産施設措置費負担金（市立分）において38万円余（収納率0%）、助産施設措置費負担金（私立分）において16万円余（収納率0%）、奨学金貸付金元金回収において2,547万円余（収納率0.8%）、入学一時金貸付金元金回収において34万円余（収納率0%）、返納金において4,913万円余（収納率2.1%）、母子福祉資金貸付金元利収入において1億4,463万円余（収納率4.3%）、寡婦福祉資金貸付金元利収入において599万円余（収納率2.6%）、父子福祉資金貸付金元利収入において198万円余（収納率1.8%）認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望する。

(こども福祉課)

#### イ 支出事務について

(ふれあいセンター巡回バス等に係る意見)

ふれあいセンターの無料巡回バス及び南ふれあいセンター経由バス路線については、利用者が少人数にとどまっている現状を踏まえ、必要性や費用対効果、公共交通機関の整備状況等を勘案しつつ、あるべき姿を見出されるよう期待する。

(福祉援護課)

#### (2) 行政監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次のとおり不備が認められたので、今後は適正な公印管理に努められたい。

- ・規則と異なる寸法の課専用市長印が認められた。
- ・改刻により不用になった公印が保存期間経過前に廃棄されていた。

【資料（定期監査）】

生活安全課

収入状況

(令和7年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
墓地管理手数料（滞納繰越分）	2,379,200	28,600	2,350,600	1.2

福祉援護課

収入状況

(令和7年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
災害援護資金貸付金元利収入（滞納繰越分）	4,496,458	542,120	3,954,338	12.1

こども福祉課

収入状況

一般会計 (令和7年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
助産施設措置費負担金（市立分）（滞納繰越分）	382,800	0	382,800	0
助産施設措置費負担金（私立分）（滞納繰越分）	163,800	0	163,800	0
奨学金貸付金元金回収（滞納繰越分）	25,670,500	194,000	25,476,500	0.8
入学一時金貸付金元金回収（滞納繰越分）	342,500	0	342,500	0
返納金（滞納繰越分）	50,190,110	1,050,730	49,139,380	2.1

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計 (令和7年7月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
母子福祉資金貸付金元利収入（滞納繰越分）	151,202,946	6,571,331	144,631,615	4.3
寡婦福祉資金貸付金元利収入（滞納繰越分）	6,152,940	162,797	5,990,143	2.6
父子福祉資金貸付金元利収入（滞納繰越分）	2,021,801	36,996	1,984,805	1.8

岡山市監査委員公表第25号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和7年9, 10月実施公の施設の指定  
管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和7年12月5日

岡山市監査委員 岩田康裕  
同 岡部宗茂  
同 成本俊一  
同 太田栄司



岡山市監査委員報告第26号  
令和7年1月5日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕  
同 岡部宗茂  
同 成本俊一  
同 太田栄司

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

彦崎老人憩の家運営委員会

（岡山市立彦崎老人憩の家）

令和6年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和6年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設の維持管理については適切に行われていたものの、次のとおり運営に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じられたい。

- ・岡山市老人憩の家条例施行規則に基づく施設使用許可手続きが行われていなかった。
- ・毎月行うこととされている事業報告書が提出されていないなど、仕様書に基づく報告に不備が認められた。



岡山市監査委員公表第26号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく令和7年9,10月実施財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の隨時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和7年12月5日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司



岡山市監査委員報告第27号  
令和7年1月5日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕  
同 岡部宗茂  
同 成本俊一  
同 太田栄司

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
公の施設の指定管理者監査	保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課	彦崎老人憩の家運営委員会	令和6年度における岡山市立彦崎老人憩の家管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和7年9、10月に実施した公の施設の指定管理者監査に伴い、所管課の令和6年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和6年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、施設の維持管理については適切に行われていたものの、次のとおり運営に改善を要する事項が認められたため、これらを是正し適正な施設管理を行うこと。

- ・岡山市老人憩の家条例施行規則に基づく施設使用許可手続きが行われていなかった。
- ・毎月行うこととされている事業報告書が提出されていないなど、仕様書に基づく報告に不備が認められた。